

2025年度 牟岐町ゴミ収集カレンダー

A 西浦・上の町・大谷内妻	C 東の東・東の中・同倫・東の西灘・古牟岐
B 本町・山田・関・杉王中の島・清水	D 西又・笹見・平野・川又・川長・天神前橋・市宇谷・赤水・横瀬・辺川・小松・喜来

西部地区 西又・笹見・平野・川又・関・清水・本町・上の町・杉王・山田・大谷・中の島・西浦・内妻

① ゴミの分け方

指定のゴミ袋に入れて出して下さい。不燃ゴミ、粗大ゴミは隔週での収集になっています。資源ゴミは各地区で決めた拠点にて収集します。
※分別されていないゴミは回収されません。シールを貼ってお知らせしますので、ゴミの分別にご協力をお願いします。

可燃ゴミ(もやせるゴミ)	資源ゴミ(分別ゴミ)	不燃ゴミ(もやせないゴミ)	粗大ゴミ (ゴミ袋1枚(大)を付けて下さい。)
厨芥類 残飯・貝類など台所ゴミ等、レトルト食品の銀色のパック 注) 水分を十分にきって下さい。 紙類 雑誌 布類 ふとん、シーツ、ぬいぐるみ、衣類・靴(革製品含)、長靴、はぎれ、ジュタン、カーペット等 注) ふとん1枚につきごみ袋(大)を1枚つけて下さい。ジュタンは1m角に切断 木くず 板ぎれ、棒ぎれ、竹 注) 木ぎれ、板ぎれなどは最大幅50cm×50cm×厚さ5cm以内のもの	空き缶 スチール缶、アルミ缶、PET缶、紙パック ※水洗いをして出して下さい。 紙パック ※水洗いして切り開き、広げた1枚ものにして、出して下さい。 ※アルミコーティングのないもの。 ガラスびん 無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん ※せんは外し水洗いして出して下さい。 ※小さいコンテナに入れて下さい。(アンブルびん、化粧品びん、ソースびん、油びんは除く。) プラスチック類 洗剤容器のみ回収 ※栓を外し、洗浄して出して下さい。 ※塩素系の洗剤が入った容器は可燃ゴミで出して下さい。 ペットボトル ※ふたとラベルを外し、洗浄して出して下さい。 ※飲料用及び、醤油容器に限る。 トレイ 白色で模様や他の色のない発泡スチロール製のトレイ(食品用)をして出して下さい。 乾電池・ボタン電池 ※不燃ゴミ(もやせないゴミ)としては、回収されません。 ※ボタン電池を出すときは、発火する恐れがあるためゼロハンテープで覆って下さい。	家電製品 ラジオ、ステレオ、トースター、コタツ、電気ストーブ、電気炊飯器、除湿機、プリンター、スピーカー、空気清浄機等 ガラス ガラスコップ等、板ガラス 陶器類 茶わん、コップ、皿、植木鉢等 金属製品 やかん、一斗缶、フライパン等 その他 資源ゴミ対象外の缶、ビン、傘、造花、釣り竿、使い捨てカイロ、三輪車、チューブ 危険ゴミ 使い捨てライター、チャッカマン、スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切り、穴をあけてからゴミに出して下さい。作業は、火気のない風通しのよい屋外で行って下さい。	家庭用電化製品 掃除機、扇風機、電子レンジ、石油ファンヒーター等、モーターが付いているもの ガス器具 ガスコンロ、ガス炊飯器、ガスレンジ、ガス湯沸かし器等 金属製品 スチールイス、スチール机、スチールロッカー、パイプイス、自転車、乳母車、三輪車自転車等、石油ストーブ(灯油を抜いて下さい)、鉄棒・針金・物干し竿 長さ1.8m以内が対象 トタン板は長さ1.8m×幅90cm以内が対象 家具類 電気カーペット、応接セット、ベッド、ベッド用マットレス、タンス、ジュタン、カーペット等 (切断できる場合、可燃)

2025 4月	2025 5月	2025 6月	2025 7月	2025 8月	2025 9月	2025 10月	2025 11月	2025 12月	2026 1月	2026 2月	2026 3月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 ^A 3 ^可 4 ^不 5 6 ^可 7 ^可 8 ^可 9 ^B 10 ^可 11 ^粗 12 13 ^可 14 ^可 15 ^可 16 ^C 17 ^可 18 ^不 19 20 ^可 21 ^可 22 ^可 23 ^D 24 ^可 25 ^粗 26 27 ^可 28 ^可 29 ^可 30	日 月 火 水 木 金 土 1 ^可 2 ^不 3 ^粗 4 ^可 5 ^可 6 ^可 7 ^A 8 ^可 9 ^粗 10 11 ^可 12 ^可 13 ^可 14 ^B 15 ^可 16 ^不 17 18 ^可 19 ^可 20 ^可 21 ^C 22 ^可 23 ^粗 24 25 ^可 26 ^可 27 ^可 28 ^D 29 ^可 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 ^可 2 ^可 3 ^可 4 ^A 5 ^可 6 ^粗 7 8 ^可 9 ^可 10 ^可 11 ^B 12 ^可 13 ^不 14 15 ^可 16 ^可 17 ^可 18 ^C 19 ^可 20 ^粗 21 22 ^可 23 ^可 24 ^可 25 ^D 26 ^可 27 ^不 28 29 ^可 30	日 月 火 水 木 金 土 1 ^粗 2 ^粗 3 ^可 4 ^可 5 ^A 6 ^可 7 ^粗 8 9 ^可 10 ^可 11 ^可 12 ^B 13 ^可 14 ^不 15 16 ^可 17 ^可 18 ^可 19 ^C 20 ^可 21 ^粗 22 23 ^可 24 ^可 25 ^可 26 ^D 27 ^可 28 ^不 29	日 月 火 水 木 金 土 1 ^粗 2 ^粗 3 ^可 4 ^可 5 ^A 6 ^可 7 ^粗 8 9 ^可 10 ^可 11 ^可 12 ^B 13 ^可 14 ^不 15 16 ^可 17 ^可 18 ^可 19 ^C 20 ^可 21 ^粗 22 23 ^可 24 ^可 25 ^可 26 ^D 27 ^可 28 ^不 29	日 月 火 水 木 金 土 1 ^粗 2 ^粗 3 ^可 4 ^可 5 ^A 6 ^可 7 ^粗 8 9 ^可 10 ^可 11 ^可 12 ^B 13 ^可 14 ^不 15 16 ^可 17 ^可 18 ^可 19 ^C 20 ^可 21 ^粗 22 23 ^可 24 ^可 25 ^可 26 ^D 27 ^可 28 ^不 29	日 月 火 水 木 金 土 1 ^可 2 ^可 3 ^可 4 ^A 5 ^可 6 ^粗 7 8 ^可 9 ^可 10 ^可 11 ^B 12 ^可 13 ^不 14 15 ^可 16 ^可 17 ^可 18 ^C 19 ^可 20 ^粗 21 22 ^可 23 ^可 24 ^可 25 ^D 26 ^可 27 ^不 28 29 ^可 30	日 月 火 水 木 金 土 1 ^粗 2 ^粗 3 ^可 4 ^可 5 ^A 6 ^可 7 ^粗 8 9 ^可 10 ^可 11 ^可 12 ^B 13 ^可 14 ^不 15 16 ^可 17 ^可 18 ^可 19 ^C 20 ^可 21 ^粗 22 23 ^可 24 ^可 25 ^可 26 ^D 27 ^可 28 ^不 29	日 月 火 水 木 金 土 1 ^可 2 ^可 3 ^可 4 ^A 5 ^可 6 ^粗 7 8 ^可 9 ^可 10 ^可 11 ^B 12 ^可 13 ^不 14 15 ^可 16 ^可 17 ^可 18 ^C 19 ^可 20 ^粗 21 22 ^可 23 ^可 24 ^可 25 ^D 26 ^可 27 ^不 28 29 ^可 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 ^可 2 ^可 3 ^可 4 ^A 5 ^可 6 ^粗 7 8 ^可 9 ^可 10 ^可 11 ^B 12 ^可 13 ^不 14 15 ^可 16 ^可 17 ^可 18 ^C 19 ^可 20 ^粗 21 22 ^可 23 ^可 24 ^可 25 ^D 26 ^可 27 ^不 28 29 ^可 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 ^可 2 ^可 3 ^可 4 ^A 5 ^可 6 ^粗 7 8 ^可 9 ^可 10 ^可 11 ^B 12 ^可 13 ^不 14 15 ^可 16 ^可 17 ^可 18 ^C 19 ^可 20 ^粗 21 22 ^可 23 ^可 24 ^可 25 ^D 26 ^可 27 ^不 28 29 ^可 30 31	

早朝のうちに出して下さい **可** 燃やせるゴミの収集日 **不** 燃やせないゴミの収集日 **粗** 粗大ゴミの収集日

家電リサイクル法

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン

家電リサイクル法対象品目のリサイクル方法は次のとおりとなります。
★購入した小売店に連絡してください。購入した小売店が引き取ってくれます。
★家電製品を買い替える場合は、新しい製品を購入する小売店が引き取ってくれます。

○これらの引取りにはリサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

リサイクル料金	収集運搬料金	
テレビ(ブラウン管・液晶)	リサイクル料金はメーカー及びサイズにより異なります。	小売店にご確認下さい。
冷蔵庫・冷凍庫	小売店又は役場にご確認下さい。	
洗濯機・衣類乾燥機		
エアコン		

なお、次の場合は牟岐町が小売店に代わって引取りを行いますので、住民福祉課環境衛生担当(☎72-3414)までご相談下さい。
①家電製品を購入した小売店が廃業している場合
②牟岐町に引越してきて過去に買った小売店が遠方の場合など
ただし、この場合でもリサイクル料金と町の収集運搬手数料2,000円を負担していただくこととなります。

美化センター搬入禁止対象物

種別	主な対象物
爆発物 引火性油脂	火薬類、ガスボンベ、金属粉(アルミ粉等)、ガソリン、シンナー その他の油脂、その他引火爆発の恐れのあるもの
薬品類	農薬、腐蝕性薬品、廃酸、廃アルカリ、医療廃棄物 その他人体に害を及ぼし、又は施設をはなはだしく損傷させる薬品等
廃プラスチック・ビニール類	農用ハウスビニール、ビニール板等(多量の塩化水素の発生源となるもの)
ゴム類	タイヤ、ホイール、チューブ等(多量の硫酸化合物の発生源となるもの)
その他	パソコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、自動車 単車、ワイヤ、番線、漁網、ロープ スプリング、ドラム缶、燃えがら(灰)、動物の死体、汚泥 農作物くず、建築廃材、産業廃棄物、消火器、農機具、バッテリー その他質的量的に環境汚染や人身事故の原因になると認められるもの